

議案第 5 号

みやき町北茂安 B & G 海洋センターの指定管理者の指定について

みやき町北茂安 B & G 海洋センターの指定管理者を次のように指定したいので、議会の議決を求める。

- | | |
|-------------|---|
| 1. 施設の名称 | みやき町北茂安 B & G 海洋センター |
| 2. 指定管理者の名称 | 特定非営利活動法人みやき振興 |
| および所在地 | 理事長 塩川 正隆
佐賀県三養基郡みやき町大字江口 7 5 6 1 番地 |
| 3. 指定の期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで |

令和 2 年 3 月 6 日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、みやき町北茂安 B & G 海洋センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）及びみやき町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 2 3 年みやき町条例第 1 1 号）第 5 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

令和2年2月6日

みやき町長 末 安 伸 之 様

みやき町指定管理候補者選定委員会
委 員 長 原 野 茂樹



みやき町北茂安B & G海洋センターの指定管理候補者の
選定について（答申）

令和2年1月28日付け、み教体第477号で諮問された件について、当委員会において慎重審議の結果、「特定非営利活動法人みやき振興」を指定管理候補者として妥当な団体であると判断しました。

なお、今後のみやき町北茂安B & G海洋センターが更に健全で適正な運営を行われるべく、下記の付帯意見を添えて答申します。

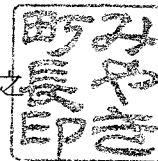
記

- 1 令和2年度は休業期間が確定していないため、公募により指定管理者を選定することは現実的に困難。現指定管理者への委託に頼らざるを得ないと考える。
- 2 衛生面について、感染症等への十分な留意を続けていただきたい。
- 3 中学生利用者の競技記録が優秀であるので、さらに良い記録となるようサポートしていただきたい。
- 4 休業期間の代替業務を検討して、有効な1年となるよう努力していただきたい。
- 5 「NPO法人みやき振興」の営業内容等については、引き続き行政の指導・監督が必要と思われるので、しっかりした姿勢で臨んでほしい。

み教体第477号
令和2年1月28日

みやき町指定管理候補者選定委員会
委員長 原 野 茂 様

みやき町長 末 安 伸 之



みやき町北茂安B&G海洋センターの指定管理候補者の
選定について（諮問）

みやき町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例第4条の規定により、みやき町北茂安B&G海洋センターの指定管理候補者の選定について別紙のとおり諮問します。

様式第1号(第2条関係)

指定管理者指定申請書

令和2年1月23日

みやき町長 末安 伸之 様

申請者

所在地 佐賀県三養基郡みやき町

大字江口7561番地

団体名 特定非営利活動法人みやき振興

代表者氏名 理事長 塩川 正隆 (印)

連絡先(電話) 0942(89)4631

(FAX) 0942(89)4631

みやき町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

施設の名称

みやき町北茂安B&G海洋センター

添付書類

- 1 事業計画書(様式第2号)及び収支予算書(様式第3号)
- 2 定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本(法人以外の団体にあつては、会則等)
- 3 団体の経営状況等を説明する書類(前事業年度の貸借対照表等)
- 4 その他町長が必要と認める書類

特定非営利活動法人みやき振興の概要

- 1 平成26年に入り、みやき町の人口減少、高齢化を憂う地域住民により、設立を計画。
- 2 平成26年6月1日、みやき町住民でありみやき町において会社を経営している塩川正隆が設立代表者となり、設立総会を開催。
- 3 趣旨に賛同した、寶来隆弁護士（福岡県弁護士会所属）が代理人となり、平成26年6月10日付で佐賀県に対し設立認証を申請、同年8月21日に設立が認証され、同年9月3日に登記を具備し法人を設立。
- 4 平成27年4月1日付でみやき町北茂安B & G海洋センターの指定管理者となり、5年間務めた。利用人数が35,896人（平成27年度）から39,088人（平成30年度）に増加し、「健康づくり、夢づくり、元気になるプール」を目標にし、励んだ。

役 員 名 簿

特定非営利活動法人みやき振興

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所
理事長	塩川 正隆	佐賀県三養基郡みやき町大字江口7561番地1
副理事長	森澤 由美	佐賀県三養基郡みやき町大字白壁2780番地7
理事	赤司 光秀	佐賀県三養基郡みやき町大字江口2231番地
監事	寶来 隆	福岡県久留米市篠原町4番地6 プレミスト久留米1304号

様式第2号(第2条関係)

みやき町北茂安B&G海洋センターの管理に関する業務の事業計画書				
			申請年月日 令和2年1月23日	
団体名	特定非営利活動法人みやき振興			
代表者名	理事長 塩川 正隆	設立年月日	平成26年9月3日	
団体所在地	佐賀県三養基郡みやき町大字江口7561番地			
電話番号	0942(89)4631	FAX番号	0942(89)4631	
E-mail				
現在管理運営している 類似施設名	所在地	主な業務内容	管理運営開始年月	
なし			開始	
			終了	
			開始	
			終了	
			開始	
			終了	
事業計画(別紙可)				
別紙参照				

別紙 事業計画

第1 管理運営を行なうに当たっての経営方針について

1 施設の設置目的を達成する管理運営を行う

特定非営利活動法人みやき振興（以下「本法人」という。）は、みやき町北茂安B & G海洋センター（以下「本センター」という。）の管理運営を行うにあたり、「海洋性スポーツ・レクリエーションを通じて住民の親睦及び融和を図るとともに、福祉の増進及びたくましい精神力、豊かな人間性、英和みなぎる青少年の育成を図る」という、本センターの設置目的を達成するための運営を行う。

そして、本法人は、みやき町及びその近隣に居住する住民（以下「地域住民」という。）に対して、スポーツ施設並びに健康増進施設の運営及び住民生活についての情報の提供に関する事業を行うことにより、地域住民の健康並びに福祉の増進及びスポーツの振興を図ることを通じて、地域の振興に寄与することを目的として、地域住民により設立されている（本法人定款第1条参照）。

すなわち、本センターの設置目的達成のための管理運営を行うことは、同時に本法人の設立目的に沿うものとなるのである。

2 指定管理者制度導入の目的を達成する管理運営を行う

上記施設の設置目的を達成する管理運営を行うとともに、指定管理者制度導入の目的を達成するため、以下の3つの目的を達成する管理運営を行う。具体的には第2以降において述べる。

- (1) 安全・安心の確保
- (2) サービスの向上
- (3) 経費の削減

第2 安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取り組みについて

1 安全・安心の確保

(1) 日常安全管理体制について

日常点検計画に基づき、施設巡回点検を実施します。点検においては、点検チェ

ックシートを用い、点検項目と回数、ルートを定め、異常箇所や不具合箇所、遺失物等の早期発見につなげる。このように、日常の点検をこまめに行うことにより、不具合が発生し大事に至る前に対応することが可能となる。

異常箇所が発見された場合には、直ちに対応すると同時に、町に報告する。

2 サービスの向上

(1) 快適性の追求について

職員研修を通じ、利用者により快適に本センターを利用していただけるようにする。

また、利用者によりよいアドバイスができるような指導者の育成を心がける。

(2) 利便性の向上について

施設内の案内表示やパンフレットについて見直しを行い、よりわかりやすいものとする。また、利用手続の簡素化、レンタル用品の充実、案内ガイドの配置等も検討する。

さらには、ホームページにおける情報発信を強化する。

(3) 自主事業の実施について

後述するような自主事業を実施する。

3 経費節減

本法人の理事長は、会社を一代で築き上げた実業家であり、その幅広い交友関係を利用することで、本センターにおいても物品の購買について有利な条件で進めることができると考えられる。また、長年の経験により経費節減について様々なノウハウを有している。

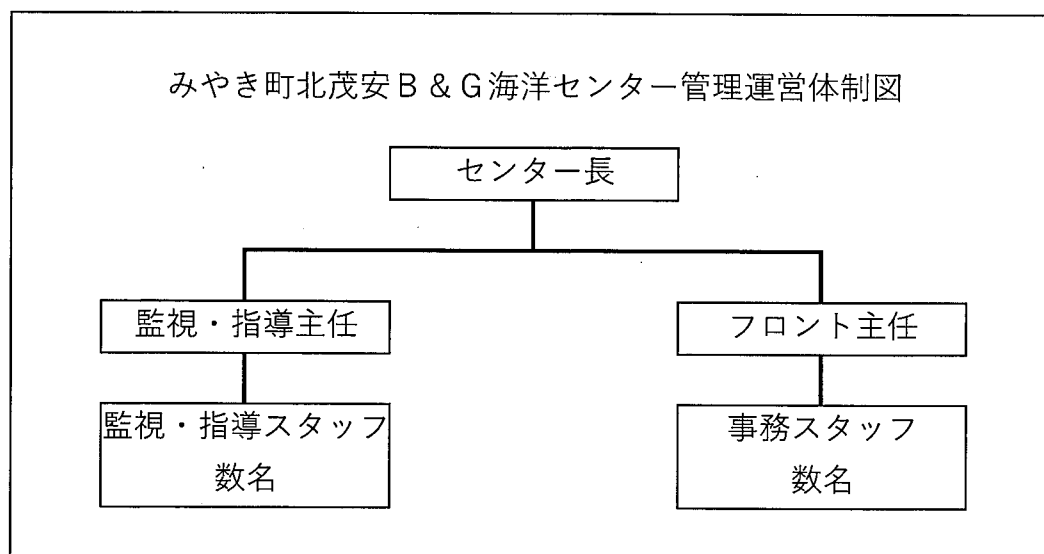
本法人理事長指導のもと、本センターにおいても経費節減を強力に推し進める所存である。

4 住民の親睦融和のための施策について

ボランティアを募り、本センターの広大な敷地を利用し、各種健康に関連するイベント等、幅広い世代が楽しめるイベントを開催する予定である。

第3 施設の管理について

1 職員の配置（指揮命令系統がわかる組織図を含む。）



(1) センター長の配置

センター長として、36年間の水泳指導歴を持つ人材を配置する。また、同人は本センターにおいても約16年間水泳指導に従事しており、本センターを熟知していることも特筆すべき事項である。さらには、文部科学大臣認定水泳コーチの資格を所持しているとともに、佐賀県水泳連盟公認競技役員でもある。

(2) 監視・指導主任及びフロント主任の配置

主に監視・指導業務を担当する主任1名、主にフロント業務を担当するフロント主任1名を配置する。

(3) 監視・指導スタッフ、事務スタッフの配置

監視・指導を行うスタッフ、事務スタッフを配置する。可能な限り本センターの運営を熟知している人材を採用する予定である。

(4) 責任者の配置

センター長、監視・指導主任、フロント主任については、責任者として常時1名が施設に常駐する勤務体制を取る。

2 職員の研修計画

スポーツ施設という性格上、職員の資質向上は利用者の安全確保に直接かかわる重要な事項である。利用者のより一層の満足度向上にもつなげるため、以下のような研修を

行う。

- (1) 春期研修・・・4～5月、シーズン前の安全研修として、怪我や水の事故への救急処置について研修を行う。
- (2) 秋期研修・・・10～11月、接客マナーや施設の整備、美化、保全について指導・研修を行う。

3 経理

経理については、担当者を置き、毎日の利用料金の管理、取引業者からの経費（請求、支払）の管理、並びに、町との収支の報告や年間及び毎日の業務の管理、帳簿管理等、適切な処理を行う。

第4 施設の運営について

1 年間の自主事業計画

以下のような自主事業を計画している。

(1) 開館日の拡充、開館時間の延長

現在の入替時間（16時20分～17時30分）を、メンテナンスに支障のない範囲で営業時間とする。

(2) ふるさと納税制度との連携

みやき町のふるさと納税制度と連携し、ふるさと納税者に対する返礼品として、町外利用者用回数券を出品することを計画している。

(3) 施設内での無料法律相談会の実施

法律相談に対する垣根を低くし、地域住民の法的トラブルに広く対応することを目的として、施設内において弁護士が無料で法律相談に対応する法律相談会を年に数回実施することを計画している。

2 サービスを向上させるための方策

以下のようなプログラムの実施、各種教室・講習会の開催を計画している。

- (1) 高齢者向けの水泳プログラム、水中健康運動プログラム、腰痛水泳プログラム、親子ふれあい水泳教室プログラム等、利用者に応じて選択できるプログラムの導入
- (2) スポーツトレーナーを招いての身体の体力強化の指導

(3) 管理者、職員の水上安全の講習会の開催（消防署員による水上安全の指導）

3 利用者等の要望の掌握及び実現策

利用者へのアンケート調査を実施し、担当者が集計の上、定期的に分析・検討を行う。
改善可能なものについては、改善計画を作成・実行し、再びアンケート等でチェックして、さらなる改善計画を策定する。

4 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

(1) 未然防止策

プール利用者間でのトラブルのうち最も多いものは、プール内での利用コースの区分けに関するものである。これに対応するため、ホワイトボード等にてコースの割り振りを掲示する。さらには、適宜アナウンスを行い、場合によっては職員により直接指導を行うことで対応する。

その他、職員によるこまめな巡回及び利用者に対するアンケート調査を行うことで、トラブルの芽を発見し、トラブルを未然に防ぐことを心がける。

(2) トラブルに対する一次対応（内容の正確な把握）

トラブルが発生した場合は、まずは職員複数名による詳細な聞き取りを行い、内容の正確な把握に努める。

(3) 二次対応（再発防止）

トラブルの内容が正確に把握された場合は、責任者を交えて協議し、適切な対応を早急に行う。

さらには、トラブルの内容について分析・検討を行い、再発防止策を立案実行する。

5 その他（地域との連携、他施設との連携等）

地域の住民・企業・団体・NPOなどと連携した運営を行う。現在、町内保育園、県内高等学校水泳部との連携を行っているが、さらなる拡大を検討する。

地元中・高生の職場体験や小学生の社会科見学等に全面的に協力する。

第5 個人情報の保護の措置について

1 個人情報保護方針の制定・個人情報保護責任者の設置

個人情報を適正に保護するため、個人情報保護方針を制定する。その方針中において、

個人情報取得の目的の明示と目的外使用の原則禁止等を定める。

さらに、個人情報保護責任者を設置する。個人情報保護責任者は施設長とする予定である。

2 個人情報保護のために講じる措置

個人情報保護のため、取扱指針を作成し、スタッフはこの指針に沿い個人情報を取り扱うものとする。

具体的内容は、パソコンの暗証番号設定、鍵の付いた場所での個人情報の保管、目的が終了した個人情報の迅速廃棄等により、個人情報の厳格な管理を図るとともに、研修等を通じスタッフの個人情報に対する意識を高めるものである。

3 個人情報保護措置の検証

個人情報保護が適正に行われるよう、個人情報保護責任者による定期的なチェックを行う。

第6 緊急時対策について

1 防犯、防災の対応

緊急時において迅速かつ効率的な対応が可能となるよう、連絡体制等の危機管理体制を確立する。

2 その他、緊急時の対応

フローチャート及びマニュアルを作成し、緊急時においても適切な対応を可能とするための体制を構築する。

第7 指定管理者の指定を申請するにあたって

1 指定管理者の指定を申請した理由

本法人は、みやき町及びその近隣へのスポーツの振興を図ることを通じて、地域の振興に寄与することを目的として、それら地域住民により結成された団体である。

指定管理者として本センターを管理運営することは、前記した本法人の目的とまさに一致することから、みやき町の住民に対し、健康作りのサポート、水を通してのふれあいの場の提供等を通じて、地域振興に貢献するために申請に至ったものである。

このことから、本センターの管理運営への熱意は、他のどんな団体にも劣ることはな

いと自負しており、職員一同、利用者へのサービスの向上と満足感を達成させる努力を惜しまない所存である。

2 施設の現状に対する考え方及び将来展望

近年の高齢化の進展に伴い、本センターの利用者も高齢者がその中心を占めるようになってきている。さらに、より多くの地域住民に利用していただくためには、身体障がい者の方も利用しやすい施設とする必要がある。

このことから、短期的には、スロープや手すりの増設等施設全体についてのユニバーサルデザイン化を進めることによる、高齢者・障がい者を受け入れ可能な施設へと変貌を図る必要があると考える。

また、将来的には、温浴施設を併設した総合健康増進施設とし、地域の住民たちが世代間の格差を超えて交流することができる施設としたいとの展望を抱いている。

以上

特定非営利活動法人「みやき振興」定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みやき振興という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を佐賀県三養基郡みやき町大字江口7561番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、みやき町及びその近隣に居住する住民（以下「地域住民」という。）に対して、スポーツ施設並びに健康増進施設の運営及び住民生活についての情報の提供に関する事業を行うことにより、地域住民の健康並びに福祉の増進及びスポーツの振興を図ることを通じて、地域の振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 消費者の保護を図る活動

第5条 この法人は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 健康普及事業
- ② スポーツ、文化振興事業
- ③ 地域環境保全事業
- ④ 国際交流事業
- ⑤ 青少年育成事業
- ⑥ 施設管理事業
- ⑦ 広報啓発事業
- ⑧ 法律相談事業
- ⑨ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 役務の提供事業
- ② 物品の販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) 正会員は、会の目的に賛同し、自主的に会の活動に協力しなければならない。

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、その理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号に至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定款)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事の内、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することが出来る。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けること

ができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益を持って償還する短期借入金を除く。

第50条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記録した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案

を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合に
あたっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を持って、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当る。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立

しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告書及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正

会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち総会で選定する他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、佐賀新聞に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告は、この法人の掲示場

に掲示することにより行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 塩川 正隆

副理事長 森澤 由美

理事 赤司 光秀

監事 實未 隆

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から平成 27 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費

団体 10,000 円

個人 2,000 円 (ただし、団体所属の個人は 1,000 円)

附則（平成３０年６月２日）

この定款は、平成３０年１０月１日から施行する。

丹
や
き

履歴事項全部証明書

佐賀県三養基郡みやき町大字江口7561番地
特定非営利活動法人みやき振興

会社法人等番号	3000-05-006374
名 称	特定非営利活動法人みやき振興
主たる事務所	佐賀県三養基郡みやき町大字江口7561番地
法人成立の年月日	平成26年9月3日
目的等	目的及び事業 この法人は、みやき町及びその近隣に居住する住民（以下「地域住民」という。）に対して、スポーツ施設並びに健康増進施設の運営及び住民生活についての情報の提供に関する事業を行うことにより、地域住民の健康並びに福祉の増進及びスポーツの振興を図ることを通じて、地域の振興に寄与することを目的とする。 この法人は、その目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (3) 環境の保全を図る活動 (4) 国際協力の活動 (5) 子どもの健全育成を図る活動 (6) 消費者の保護を図る活動 この法人は、その目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ①健康普及事業 ②スポーツ、文化振興事業 ③地域環境保全事業 ④国際交流事業 ⑤青少年育成事業 ⑥施設管理事業 ⑦広報啓発事業 ⑧法律相談事業 ⑨その他この法人の目的を達成するために必要な事業 (2) その他の事業 ①役務の提供事業 ②物品の販売事業

佐賀県三養基郡みやき町大字江口7561番地
特定非営利活動法人みやき振興

役員に関する事項	佐賀県三養基郡みやき町大字江口7561番地 1 理事 塩 川 正 隆	平成27年 6月 6日重任
		平成28年 8月23日登記
	佐賀県三養基郡みやき町大字江口7561番地 1 理事 塩 川 正 隆	平成29年 6月10日重任
		平成29年 7月 3日登記
	佐賀県三養基郡みやき町大字江口7561番地 1 理事 塩 川 正 隆	令和 1年 6月11日重任
		令和 1年 7月 2日登記
資産の総額	金0円（債務超過額金78万2074円） 平成28年 3月31日変更	平成28年 8月23日登記
	金34万4747円 平成29年 3月31日変更	平成29年 7月 3日登記
	金160万584円 平成30年 3月31日変更	平成30年 6月25日登記
登記記録に関する事項	設立	平成26年 9月 3日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

（佐賀地方法務局管轄）

令和 2年 1月22日

佐賀地方法務局鳥栖出張所

登記官

中 川 隆

